



# 大津市公報

令和7年11月28日  
号外(第59号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 規則

87 大津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 1

## 規則

大津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

大津市長 佐藤健司

### 大津市規則第87号

大津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則(令和5年規則第70号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条の2第1項」を「第1条の8第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改める。

第3条中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に、「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に、「第5条の4」を「第5条の14」に、「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」に、「第5条の7第2項」を「第5条の17第2項」に改める。

第4条中「第5条の4」を「第5条の14」に改める。

第5条第1項中「第5条の8」を「第5条の18」に改める。

第6条中「第5条の9」を「第5条の19」に改める。

第7条中「第5条の10第1項第2号」を「第5条の20第1項第2号」に改める。

第8条中「第5条の10第2項」を「第5条の20第2項」に改める。

第9条中「第5条の4」を「第5条の14」に改める。

様式第3号中「第5条の8」を「第5条の18」に改める。

様式第5号中「第5条の9」を「第5条の19」に改める。

様式第7号中「第5条の10第1項」を「第5条の20第1項」に改める。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。